

重要事項説明書（居宅介護支援事業）

あなたに対する居宅介護支援事業の提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 当事業所経営法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 七恵会
法人所在地	〒435-0057 静岡県浜松市中央区中田町584
代表者氏名	理事長 増田 公基
電話番号	053-411-0011
設立年月日	平成9年7月30日

2 当事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援センター長上苑
指定番号	静岡県知事指定 第2277100208号
所在地	静岡県浜松市中央区中田町584番地
電話番号	053-411-0011
通常の事業の実施地域	浜松市中央区（雄踏・舞阪を除く）・浜名区（引佐・細江・三ヶ日を除く）の区域

3 事業の目的

当事業は、介護保険法令に従い、利用される方が、保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者ご本人又はご家族等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成します。

4 当事業所の職員体制及び業務内容

職 種	資格等	員数	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1	管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
介護支援専門員	介護支援専門員	3人以上	①市町村の委託を受けて行う訪問調査 ②要介護認定のための申請代行 ③居宅サービス計画の作成 ④サービス事業者との連絡調整 ⑤医療機関等との連携 ⑥障害福祉制度の相談支援専門員との連携 ⑦介護保険施設の紹介 ⑧その他必要な援助

5 営業時間

営業日	月曜日～金曜日。ただし、12月29日～1月3日までを除く。
営業時間	8：30～17：30
備 考	電話相談は、下記番号にて24時間対応しています。 411－0011（日中） 090－8187－7457（夜間）

6 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1月あたり下記の金額をいただき、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村役場に提出しますと、全額払い戻しを受けます。

利用料金	担当件数が45件未満の場合		1ヵ月あたり
		要介護1・2	11,088円
		要介護3・4・5	14,406円
	担当件数が45～60件未満の場合（45以上60未満の該当者のみ）		
		要介護1・2	5,554円
		要介護3・4・5	7,187円
	担当件数が60件以上の場合（60以上の該当者のみ）		
		要介護1・2	3,328円
		要介護3・4・5	4,308円

上記に加え下記が必要に応じて加算されます。

特定事業所加算（Ⅱ）	4,298円
特定事業所医療介護連携加算	1,276円
初回加算	3,063円
通院時情報連携加算	510円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,552円
入院時情報提供加算（Ⅱ）	2,042円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,594円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,126円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,657円
退院・退所加算（Ⅲ）	9,189円
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042円

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、交通費として、通常のサービス実施地域を越えた距離1kmあたり30円をいただきます。（往復）

8 苦情申し立て窓口

苦情相談窓口	担当者 松岡 徹 電話番号 053-411-0011 FAX 053-411-0012
--------	---

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

浜松市中央福祉事業所 長寿支援課 東行政センター内	浜松市中央区流通元町20番3号 電話053-424-0184
静岡県福祉サービス運営 適正化委員会	静岡市葵区城内町1番1号（静岡県社会福祉協議会） 電話054-653-0840
国民健康保険団体連合会	静岡市葵区春日2丁目4番34号 静岡県国民健康保険団体連合会（介護保険課） 電話054-253-5590（苦情専用） 午前9時00分から午後5時00分（平日のみ）

9 サービス・契約の終了

事業所は正当な理由なく、居宅介護支援サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合は、居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市町に状況報告を致します。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合

②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

③下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの要求

■セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話し卑猥な言動をする など

■その他

- ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など